

議案第 2 号

富田林市交通会議財務規約の制定について

富田林市交通会議財務規約を次のとおり制定する。

令和 4 年 4 月 2 2 日提出

富田林市交通会議
会長 松田 貴仁

富田林市交通会議財務規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、富田林市交通会議設置要綱（令和元年富田林市要綱第16号。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、富田林市交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、補助金、繰越金及び雑入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、毎年度交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により予算が交通会議の承認を得たときは、該当予算書の写しを速やかに富田林市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算の流用及び予備費の充用）

第4条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、富田林市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第5条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第6条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収支の手続）

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、富田林市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承

認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第11条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、該当決算書の写しを速やかに富田林市長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月22日から施行し、令和4年度に係る事業から適用する。